

製品安全データシート

作成日：2023年6月27日


改訂日：2024年9月26日

確認日：2024年9月26日

1. 化学品及び会社情報

製品名	CyStain™ UV Precise P -Nuclei Extraction Buffer
供給者の会社名称、住所及び電話番号	シスメックス株式会社 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号 シスメックス株式会社 テクノパーク 〒651-2271 神戸市西区高塚台4丁目4番地の4 TEL：(078) 991-1911
緊急連絡電話番号	TEL：(078) 991-1911
推奨用途	研究用試薬
使用上の制限	推奨用途以外への使用は禁止する

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類	金属腐食性化学品 区分 1
物理化学的危険性	眼に対する損傷性/眼刺激性 区分 1
健康に対する有害性	皮膚腐食性/刺激性 区分 1
環境に対する有害性	区分に該当しない
GHS ラベル要素	
絵表示	
注意喚起語	危険
危険有害性情報	H290 金属腐食のおそれ H314 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
注意書き	
安全対策	P260 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
応急措置	P303+P361+P353 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 P310 直ちに医師に連絡すること。

保管 廃棄	該当しない P501 内容物／容器を都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して廃棄すること。 情報なし
GHS 分類に関係しない又は GHS で扱われない他の有害危険性	情報なし
3. 組成及び成分情報	
化学物質・混合物の区別	混合物
成分の化学名	エトキシ化 s e c - アルコール (C=11~15)
濃度又は濃度範囲	< 2.50 wt%
CAS 番号	68131-40-8
化審法 官報整理番号	化審法官報整理番号 7-97
化管法 官報整理番号	化管法官報整理番号 1-460,1-041
安衛法 官報整理番号	規則別表第 2 の 1953(令和 7 年 4 月 1 日施行)
毒物・劇物の別	該当しない
成分の化学名	塩酸
濃度又は濃度範囲	< 0.2 wt%
CAS 番号	7647-01-0
化審法 官報整理番号	該当しない
安衛法 官報整理番号	政令別表第 9 の 98(令和 7 年 3 月 31 日以前施行) 規則別表第 2 の 309(令和 7 年 4 月 1 日施行)
毒物・劇物の別	該当しない
4. 応急措置	
必要な応急処置の説明	
吸入した場合	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。必要なら医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	接触部位を直ちに石鹼および大量の水でよく洗う。必要なら医師の診断を受ける。
眼に入った場合	清浄な流水で、15分間以上洗眼する。必要なら医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合	水でよく口の中を洗浄する。直ちに医師治療を受ける手配をする。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	情報なし
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	情報なし
5. 火災時の措置	
適切な消火剤	水噴霧、泡、炭酸ガス、粉末消火剤
使ってはならない消火剤	棒状放水
火災時の特有の危険有害性	火災により、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物が発生することがある。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	火災の場合は、自給式の呼吸器及び耐熱性保護衣を着用

	する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置 環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び機材 二次災害の防止策	保護具についてはセクション7、セクション8を参照。 排水溝、地表、下水、土壌中への流出を避ける。 漏洩物を紙や布に吸収させた上で密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。回収後は、「廃棄上の注意」の項に記載された通りに取り扱う。 情報なし
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い 安全取扱注意事項 衛生対策 保管 安全な保管条件 安全な容器包装材料	製品の取り扱いに伴うリスクは、「8.ばく露防止及び保護措置」に記載の適切な保護措置を適用することで最小限に抑える必要があります。作業プロセスは、最新技術に従って、可能な限り、身体への接触や有害物質の放出を排除するように設計される必要があります。熱源や発火源から遠ざけてください。蒸気は空気と爆発性混合物を形成する可能性があります。 作業時間中は飲食、喫煙をしないでください。食品、飲料、動物の飼料から遠ざけてください。休憩前と仕事後に手と肌を洗います。蒸気を吸入しないでください。目や皮膚との接触を避けてください。汚れた服や濡れた服はすぐに脱いでください。 容器を密閉して涼しく換気の良い場所に保管してください。 推奨する保管温度：2-8℃ 開封した容器は、漏れを防ぐために慎重に閉め、直立した状態に保ってください。 酸化剤、酸、塩基と一緒に保管しないでください。 情報なし
8. ばく露防止及び保護措置	
許容濃度等 設備対策 保護具 呼吸用保護具 手・皮膚の保護具 眼、顔面の保護具	情報なし 作業場所の換気を良くすること。 環境への放出を避けること。 適切な呼吸器保護具を着用すること。換気が十分でない場合には、適切な呼吸用の保護具を着用すること。 適切な保護手袋、衣類を着用すること。 適切な眼の保護具を着用すること。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）	データ不足のため分類できない
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	データ不足のため分類できない
誤えん有害性	データ不足のため分類できない
その他の情報	*遅発性および即時性の影響、ならびに短期および長期の曝露による慢性的な影響 蒸気を吸入すると、気道および粘膜の炎症、頭痛、吐き気、めまい、嘔吐を引き起こします。製品が目に入った場合、炎症を引き起こす可能性があります。頻繁に皮膚に接触すると、皮膚の炎症を引き起こす可能性があります。

12. 環境影響情報

生態毒性	
水生環境有害性、短期(急性)	情報なし
水生環境有害性、長期(慢性)	情報なし
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壌中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし
その他の有害性	情報なし

13. 廃棄上の注意

化学品（残余廃棄物）当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報	
残余廃棄物	廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。廃棄においては、水質汚濁防止法当の規制及び各都道府県の条例等に留意して処理すること。
付着している汚染容器及び包装	空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制	
航空規制情報（ICAO/IATA）	ICAO・IATAの規定に従う
国連番号	UN1789
品名（国連輸送名）	HYDROCHLORIC ACID
国連分類（危険有害性クラス）	8
容器等級	III
海上規制情報（IMO）	IMOの規定に従う
国連番号	UN1789
品名（国連輸送名）	HYDROCHLORIC ACID
国連分類（危険有害性クラス）	8

<p>容器等級</p> <p>海洋汚染物質</p> <p>MARPOL73/78 付属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質</p> <p>国内規制</p> <p>航空規制情報</p> <p>海上規制情報</p> <p>陸上規制情報</p> <p>輸送又は輸送手段に関する特別の安全策</p>	<p>III</p> <p>該当</p> <p>該当 有害液体物質(Z 類物質)</p> <p>航空法の規定に従う。</p> <p>危険物船舶運送及び貯蔵規則の規定に従う</p> <p>輸送危険物には該当しない</p> <p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に 行う。</p>
<p>15. 適用法令</p>	
<p>薬機法</p> <p>安衛法</p> <p>化管法</p> <p>毒劇法</p> <p>化審法</p> <p>水質汚濁防止法</p> <p>大気汚染防止法</p> <p>航空法</p> <p>船舶安全法(危険物船舶運送及び貯蔵規則)</p> <p>消防法</p> <p>スイス連邦法 揮発性有機化合物の特別税法</p>	<p>非該当</p> <p>エトキシ化 s e c -アルコール(C=11~15):ラベル表示・SDS交付義務対象物質 (規則別表第2の1953:令和7年4月1日施行)</p> <p>塩酸:SDS 交付義務対象物質 (令別表第9の98:令和7年3月31日以前施行、規則別表第2の309:令和7年4月1日施行)</p> <p>エトキシ化 s e c -アルコール (C=11~15):特定第1種 (官報整理番号1-460,1-041)</p> <p>非該当</p> <p>エトキシ化 s e c -アルコール (C=11~15):優先評価化学物質 (官報整理番号7-97)</p> <p>塩酸:指定物質 (政令第3条の3第5号)</p> <p>塩酸:ばい煙 (政令第1条第2号)、特定物質 (政令第10条第9号)</p> <p>塩酸:腐食性物質(運輸省告示第五百七十二号)</p> <p>塩酸:腐食性物質(国土交通省告示1448号)</p> <p>非該当</p> <p>非該当</p>
<p>16. その他の情報</p>	
<p>その他の情報</p> <p>略語</p>	<p>本 SDSはJIS Z7253:2019に準拠して作成しています。ここに記載された情報は、シスメックス 株式会社の最善の見地に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。本品の適正に関する決定は使用者の責任において行ってください。</p> <p>薬機法:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>

データの主要な文献参照と出典

安衛法：労働安全衛生法

化管法：化学物質排出把握管理促進法

毒劇法：毒物及び劇物取締法

化審法：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

NITE GHS分類公表データ